

業 務 説 明 書

業 務 委 託 名 旧煉瓦製造施設管理活用棟建設等工事設計業務

業 務 委 託 場 所 深谷市上敷免地内

この業務説明書は、別紙仕様書及び設計図書等と同じ効力を有します。

説 明 事 項

1. 本業務の内容については、別紙「設計にあたっての留意事項」及び「設計業務委託特記仕様書」のほか、以下のとおりとします。
2. 受託者は、設計完了後も当該工事完了までの期間は、工事請負者及び本発注者の問い合わせに随時応じること。
3. 業務内容
 - ・旧煉瓦製造施設管理活用棟建設等工事に係る設計・積算業務 一式
 - ・家具、備品等の計画・レイアウト・積算業務一式

※成果品は令和7年2月下旬までに提出し、履行期限までは内容の再確認と修正の期間に充てること。修正作業が完了したことを確認してから、完了通知を受領する。

※履行期限までに建築確認済証及びその他法令に基づく申請又は届出を行ったのち完了検査を受けること。
4. 履行期間は、契約日から 令和7年3月31日 までとする。

設計にあたっての留意事項

I. 基本的留意事項

1. 本設計業務にあたり受託者は現地調査を十分に行い、関係法令その他の制約条件に対し不都合のない様に計画すること。
2. 本設計業務にあたり受託者はコスト縮減を図った設計を行うこと。
3. 施設の材質については、耐久性、耐候性に優れており、メンテナンスが容易であること。
4. 設備については、使用が簡便で安全性が考慮されており、保守管理が容易であること。
5. 福祉対策やユニバーサルデザインに基づき、身障者に対する配慮を十分に行った設計をするよう心掛けること。
6. 運営への影響を最小限とした設計とすること。
7. 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（最新版）、また改修工事においては同「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）を参考とすること。

II. 積算について

1. 数量積算については国土交通省建築工事積算基準及び建築数量積算基準解説に基づいて算出すること。
2. 価格の採用については、国土交通省建築工事積算基準に基づき、市場単価及び埼玉県標準単価表を比較し採用すること。
なお、これらの単価表によれない場合は、刊行物、見積り比較（3者以上）より採用するものとする。
3. 積算手法が確立されていない場合において、見積りを徴取するものとするが、その条件を十分確認するとともに各社の見積り内容を比較検討し、出来る限り根拠等を提出すること。
4. 建築副産物（残土を含む）について
 - 1) コンクリート塊、アスファルトコンクリート及び建設発生材木等については、工事現場から50 k mの範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。
 - 2) 工事現場から発生する残土は、出来る限り他工事に利用する。
 - 3) 再生資材については、品質等に配慮しつつ可能な限り建築資材として活用すること。
 - 4) 産業廃棄物等は、関係法令に基づき適切な処理を原則とする。

III. 設計図書に明示する事項

1. 設計品質（仕上げ・性能・保証等）を明確にする。
2. 次の施工条件は、特記とする。
 - 1) 施工可能時期及び施工時間帯
 - 2) 部位別の施工方法及び施工順序
 - 3) 工事車両の駐車場所
 - 4) 資機材置場
3. 当該工事の施工時期、全体工期等に他工事の影響がある場合は、他工事の開始完了時期等。
4. 特定された条件が付された場合の当該条件。
5. 地下埋設物等の事前調査を必要とする場合は調査期間、また地下埋設物等の移設期間。
6. 工事に伴う公害防止のための施工方法、機械施設、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
7. 工事の施工に伴い第三者に被害を及ぼす事が懸念される場合は、家屋等の調査方法、範囲等。

8. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と隣接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
9. 一般道路を搬入路として使用する場合。
 - 1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合は経路、期間等。
 - 2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。
10. 仮設道路を設置する場合、仕様と設置期間及び終了後の処置。
11. 仮設備の構造、工法及び施工範囲を指定する場合、その内容及び範囲。
12. 地上、地下等に工事支障物が存在する場合は、移設、撤去、防護等の方法、時期及び期間。
13. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等。
14. その他、明示する必要のあるもの。

IV. 留意事項

1. 深谷市開発行為等指導要綱施工基準第5条の規定に基づく施工基準を満たす計画とする。
2. コスト縮減について
受注者は、当該設計業務の実施にあたりコスト縮減を図った設計を行うものとする。
なおコスト縮減計画及びその実績を報告書として提出するものとする。
3. 現地調査について
受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴い必要となる現地調査を設計に先立ち十分に行い、関係法令その他の制約条件に対し不都合のない様に計画するものとする。
なお各調査において、現地調査を伴うものについては、作業日程および作業内容について発注者と打合せを行ったうえで実施するものとする。
4. 地質調査業務について
受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴い必要となる地質調査を発注者と協議のうえ実施するものとする。
5. 測量調査業務について
受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴い必要となる測量調査を発注者と協議のうえ実施するものとする。
6. 家具、備品等の計画・レイアウト・積算業務について
受注者は、当該設計業務の対象施設の建設に伴い必要と思われる家具、備品等を発注者へ提案し、計画書、仕様表(種類、サイズ、数量、金額等)、配置図等を発注者と協議のうえ作成するものとする。
7. 説明会等への協力
 - 1) 受注者は、作成した設計図書について庁内会議及び市議会等で合意を得るために、協力するものとする。
 - 2) 受注者は、発注者の求めに応じ、文化庁や管理活用棟運営事業者との協議、庁内会議、その他説明会等に参加し、資料作成、説明及び運営等の支援を行うものとする。
 - 3) 上記7-(1)及び7-(2)の会議等における意見に基づき、発注者の指示により、設計内容の見直し及びそれに基づく修正等を行うものとする。また、発注者の指示により検討を求められた事項については、技術的検討を行い、その結果を報告し指示を受けるものとする。